

2025年12月12日

一般社団法人日本建設業連合会
会長 宮本 洋一 様

民間(七会)連合協定
工事請負契約約款委員会
委員長 古阪 秀三

民間(七会)連合協定工事請負契約約款の改正について（お知らせ）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます
日頃より当委員会の活動にご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、本年（2025年）12月改正建設業法（令和6年6月公布）が全面施行され、また同時に中央建設業審議会の公共工事標準請負契約約款及び民間工事標準請負約款が改正になりました、これを受け、当委員会におきましても、民間(七会)連合協定工事請負契約約款を令和7年（2025年）12月12日付で改正致しましたので、この旨お知らせいたします。

つきましては、別添のとおり、当約款改正案（新旧対照表）をお送りしますので、貴団体におかれましては、約款改正を会員会社の皆様に、周知いただくよう、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

記

1. 約款改正日 2025年（令和7年）12月12日
2. 頒布開始日 2026年（令和8年）2月以降
(改正版販売開始予定日)
3. 改正の概要

► 改正建設業法関係

- ① 適正な労務費の確保等の観点から、請負代金内訳書に中建審の勧告基準を踏まえた労務費（適正労務費）を記載し、発注者・受注者双方でこれを確認すること並びに発注者は適正労務費を受注者に支払い、受注者は直接雇用の技能者又は下請負人に適正労務費を支払う規定を新設（第4条の2）
- ② 建設業法20条の2第2項に定める主要な資材の供給の著しい減少その他の工期に影響を及ぼす事象の発生又は資材の価格の高騰その他の請負代金額に影響を及ぼす事象が発生したときは、受注者は発注者に対し、それぞれ工期又は請負代金額の変更を請求することができるとともに、必要により協議を申し入れることができる旨の規定を挿入（第28条（6）、第29条（1）e）

► その他

- ① 設計者、監理者及び受注者を除き、発注者から関連業務を受託した者を「関連業務受託者」と定義し、この約款での立場を明確にした（第1条の2 h）
- ② 発注者又は受注者の工事関係者による「迷惑行為」（正当な理由がない過度な要求、暴言その他の社会通念上許容される範囲を超えた言動）に対する措置要求の条項を新設（第12条（4）、（5））

4. 約款の販売について

改正版約款の販売は、2026年2月以降になることから、約款改正日（12/12）以降の販売に際しては、以下の要領で現行約款（旧版）を使用するよう約款購入者に通知した上で（別添「約款購入者様あてお知らせ文書」）販売していただきたくようお願い申し上げます。

- ① 契約書の特記事項欄（「8. その他」）に「添付新旧対照表記載の2025年12月12日付約款改正の内容をこの契約の内容とする。」と特約し、発注者・受注者双方が合意する（添付の特約記載の契約書式を使用するか或いは委員会HP掲載の契約書式をダウンロードして使用することも可能）。
- ② 「新旧対照表」を契約書と一体として発注者・受注者双方割印をして編綴する（綴じ込む）。

（上記の要領は当委員会ホームページにも掲載し、周知します。）

なお、当委員会発行の「小規模建築物・設計施工一括用工事請負契約約款」、「マンション修繕工事請負契約約款」、「リフォーム工事請負契約約款」につきましても、おって改正版を発行する予定です。

以上

【添付書類】

- （1）2025年12月改正 新旧対照表
- （2）2025年12月特約記載 工事請負契約書
- （3）（購入者様向け）民間（七会）連合協定工事請負契約約款
2025年12月改正について